通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第１項及び労働関係調整法施行令第 10 条の４第１項の規定に基づいて、日本私鉄労働組合総連合会から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同令同条第４項の規定に基づいてお知らせします。

１　開始日

令和８年 11 月 20 日以降

２　場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

３　要求事項

労働協約改定等

令和８年 11 月 18 日

厚生労働大臣　上野　賢一郎

別　記

くしろバス株式会社（北海道）、阿寒バス株式会社（北海道）、弘南鉄道株式会社（青森県）、下北交通株式会社（青森県）、十和田観光電鉄株式会社（青森県、岩手県、宮城県、東京都）、岩手県交通株式会社（青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都）、岩手開発鉄道株式会社（岩手県）、岩手県北自動車株式会社（青森県、岩手県、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県）、宮城交通株式会社（青森県、

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、富山県、石川県、愛知県、京都府、大阪府）、秋田中央交通株式会社（宮城県、秋田県、東京都）、羽後交通株式会社（岩手県、宮城県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県）、庄内交通株式会社（宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、東京都）、福島交通株式会社（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県、京都府、大阪府）、京成バス千葉セントラル株式会社（千葉県）、小田急バス株式会社（千葉県、東京都、神奈川県）、関東バス株式会社（秋田県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、岡山県）、湘南モノレール株式会社（神奈川県）、南海電気鉄道株式会社（大阪府、和歌山県）、神戸新交通株式会社（兵庫県）、株式会社ウイング神姫（兵庫県）、和歌山バス那賀株式会社（大阪府、和歌山県）、日ノ丸自動車株式会社（兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県）、日ノ丸ハイヤー株式会社（鳥取県、島根県）、石見交通株式会社（大阪府、島根県、広島県）、一畑電車株式会社（島根県）、一畑バス株式会社（大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、広島県）、中鉄バス株式会社（兵庫県、島根県、岡山県）、岡山電気軌道株式会社（岡山県）、水島臨海鉄道株式会社（岡山県）、備北バス株式会社（大阪府、岡山県）、中鉄北部バス株式会社（岡山県）、広島バス株式会社（広島県）、エイチ・ディー西広島株式会社（広島県）、芸陽バス株式会社（広島県）、鞆鉄道株式会社（広島県、愛媛県）、備北交通株式会社（島根県、広島県）、因の島バス株式会社（広島県）、本四バス開発株式会社（広島県、愛媛県）、

防長交通株式会社（東京都、島根県、広島県、山口県、福岡県）、サンデン交通株式会社（山口県、福岡県）、船木鉄道株式会社（山口県）、高松琴平電鉄株式会社（香川県）、ことでんバス株式会社（徳島県、香川県）、九州急行バス株式会社（福岡県、佐賀県、長崎県）、長崎自動車株式会社（福岡県、長崎県、大分県）、いわさきコーポレーション鹿児島交通株式会社（福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）、いわさきコーポレーション種子島・屋久島交通株式会社（鹿児島県）、沖縄バス株式会社（沖縄県）、中部観光バス株式会社（沖縄県）